

会 議 録

1 会議名

令和元年度第2回上越市男女共同参画審議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 令和元年度取組実績及び令和2年度実施計画について（公開）
- (2) その他（公開）

3 開催日時

令和元年11月28日（木）午後2時から午後3時15分まで

4 開催場所

上越文化会館 4階 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大島煦美子、宮下敏恵（会長）、中島通子、上野有紀、植木 昇、
金子好光、平原香織、和田健一、井部辰男（副会長）、横尾ユキエ、
川野久盛、石川美恵子
- ・ 事 務 局：共生まちづくり課 渡邊課長、
男女共同参画推進センター 道場センター長、池田主任、久保田職員
- ・ 関 係 課：人事課 水澤副課長、危機管理課 岩崎副課長、
人権・同和対策室 太田副室長、市民相談センター 岡田副所長、
福祉課 北島課長、高齢者支援課 西山副課長、
健康づくり推進課 春日上席保健師長、保育課 橋本副課長、
こども課 小林副課長、すこやかなくらし包括支援センター 柳澤副所長、
産業政策課 水澤副課長、農政課 栗和田副課長、
学校教育課 野田副課長、社会教育課 川上参事、
スポーツ推進課 田中課長

8 発言の内容

(1) 令和元年度取組実績及び令和2年度実施計画について

宮下会長：議題（1）について、事務局から説明をお願いします。

＜資料1、資料2に基づき説明＞

宮下会長：事務局から説明のあった件で質問、意見などがあればお願いします。

大島委員：資料2 ページの一番上、女性消防団員の入団促進について、庁内の防災会議のメンバーに女性は入っていますか。

危機管理課 岩崎副課長：当市では、災害発生時に災害対策本部等を立ち上げています。そこへは、各課の職員が集まり様々な分野で情報共有をしながら、性別に関係なく全ての職員が参画することになっています。

大島委員：通常は、防災や危機管理などの委員会や会議はなく、何かあった時に集まるということなのですか。事前にメンバーや申し合わせ事項が決まっていることはないのですか。

危機管理課 岩崎副課長：そのような形ではやっていませんが、日頃から危機管理に関する研修会を初級・中級・管理職などにクラス分けをして、男女問わず全ての職員を対象に実施しています。

大島委員：「これは男の仕事」という性別役割分担意識が顕著に表れるのが大きな災害の起きた時だと思います。現在、国により災害に関する基本法もでき、男女のニーズの違いを察知して行動するよう明文化されましたが、そこに女性の参画がないと大変な時に女性の気持ちもわからないと思います。いざという時には、男性だけでなく女性も必ず入るということでしょうか。

危機管理課 岩崎副課長：男女の区別なく、全て平等に各部署から出て活動することになっています。

石川委員：何かあった時に「寄せ集め」では非常に困ると思います。しっかりと位置付けていただきたいと思います。

6 ページの上から2番目の取組実績に「生命の尊厳」や「男女の体のつくり」等の授業及び保健指導の実施がありますが、是非とも「人権の視点」も入れていただきたい。男女共同参画自体が人権の視点の問題であり、互いに人権を尊重すれば問題は起きないと思います。そこを強く指導していただきたいと思いますが、それは入っているのでしょうか。

学校教育課 野田副課長：保健体育の授業も元は人間の尊厳からスタートしているので必ずそのような記載は入っていますし、性に関する指導に関しても男女の人間として関わることを重視して教育されていると思います。

大島委員：2 ページの重点目標(3)、施策の方向②「男性の家事・育児・介護等への参画の推進」について、市から企業に向けて男女ともに育休取得を推進するような事業はありますか。市民や企業に向けて発信していくべきだと思います。

産業政策課 水澤副課長：当課では、ワーク・ライフ・バランスの中で、働き方改革の一環として国や県のチラシやポスターを配布しているほか、子育てや介護をしている人の状況や企業として個人として何ができるかを知ってもらうためのセミナーを開催し、個人や企業に関係なく参加してもらえる場を設けています。また、企業向けにハラスメントのない職場づくりをテーマに、ハラスメントの現状と対策、メンタルヘルスケアとストレス解消法などを中心にセミナーを開催しているところです。

大島委員：ほかに企業向けに男性の育休取得率を上げるような呼びかけや取得率の統計など特化した取組はないのでしょうか。育休制度があるにもかかわらず、なかなか男性の育休取得率は上がってきません。育休を取得しやすい環境づくりについて、行政側から民間事業所への投げかけはないのでしょうか。また、上越市役所の中ではどうなのでしょう。

産業政策課 水澤副課長：男性の育休取得に特化した取組はないが、女性サポートセンターの委員から事業内容を練ってもらっていることがあります。ワーク・ライフ・バランスの中で男性を対象に育児休業に向けたセミナーを開くことも考えられるので、来年度に向けて参考にさせていただきたいと思います。また、企業の借入利子額の補助として、新潟県ハッピーパートナーや国のえるぼし、くるみんななどの登録事業者からの申請には利子額を補填する動きもあります。

大島委員：事業所では社長の理解がないと先に進まないし、男性が仕事を休むということが将来の役職に関わるのかなど社会の中に古い考えが残っています。それは当然のことだと思いますが、「そういうところを何とか打破して男性の育休取得率を向上させた、それにはこんな方法をとった」ということなどを

全国発信するような思いはありませんか。委員さんに比較してもらって決めるのも大事だと思いますが、行政がどのような姿勢で考えていくかというのも大事なところだと思います。その両輪がバランスよく動くことで施策そのものがうまく動いていくという思いがあります。この問題だけで話が長くなりますので、しっかりと留めていただいて次の機会に報告していただければと思います。

共生まちづくり課 渡邊課長：男女共同参画センターの出前講座では、企業と関わりを持つ部分も多いので、普及啓発に努めていきたいと思っています。

人事課 水澤副課長：市役所での育休取得率は、直近の平成30年度の集計で男性は5%、女性は100%となっています。今年度は特定事業主行動計画を改定する年になっていて、どのような取組が必要か検討しているところです。先日開催した、1回目の庁内会議での検討状況を案の段階ではございますが、説明したいと思います。まず、休むことで周りの職員への影響や他の職員への負担を心配であるとの課題があり、それに対しては、所属長と早い段階から面談をする機会を設けて事前に事務分担などの相談ができるように、自分や配偶者の出産に伴う申出書、事前の相談シートを作ってはどうかという検討をしています。また、制度の一層の周知として、職員の子の出生時に「おめでとう」情報をグループウェアに掲載した際に、育児休暇に関する支援制度なども合わせて掲載し、職場全体に啓発を図っていきたいと思っています。

大島委員：周りに遠慮することなく育児休暇や介護休暇などが取れるように、また周りで支える人たちの意識の問題などに深く入り込んでいってこそだと思います。そういうところを頭の隅に思いながら施策を考えていただけると誰もが住みやすい上越市になるのではないのでしょうか。

上野委員：今ほどの話で男性の育休取得率5%ということでしたが、取得の期間はどのようになっているのでしょうか。

人事課 水澤副課長：直近の例では取得期間は4週間程度でした。制度があることは知っていても、短期間でも取れるというところが分からないという部分もあるので、そこも併せて周知していきたいと思っています。

上野委員：1 ページの重点目標(2)、施策の方向①、事業内容「保護者への啓発方法や連携方法を工夫する」とありますが、「工夫する」のは学校教育課として工

夫するというのでしょうか。

学校教育課 野田副課長：事業計画に関しては第3次基本計画にすでに載っているもので、前回もお話しした通り「工夫する」と書いてあるのは、最先端の学校が工夫するものとして解釈しました。ただ、学校教育課としては、学校が工夫するのをどのように助けていくかという立場で考えています。

上野委員：啓発方法に関しては、授業公開をしていくことで図られると思いますが、連携方法についてはどのようなことを想定しているのでしょうか。

学校教育課 野田副課長：例えば講座でワークショップを開く、もしくは各学校で相談する機会を持つ、などが考えられると思いますが「各学校が工夫する」と考えています。

上野委員：学校が「連携方法まで工夫する」という想定でよろしいのでしょうか。

学校教育課 野田副課長：事業内容からは、そのように解釈しています。ただ、今の質問だと「学校では無理なので学校教育課で連携方法等も考えてほしい」ということで承りました。

上野委員：学校教育課が現場を見ている中で、「これはやっぱり難しいだろうな」とか「なかなか進まないことがあるな」と思う時には、第3次基本計画に掲載されているものとはいえ、改善というか、より実施できるものに変えていかないと進まないと思いますので、今お答えになったように「連携」まで行くのであればどのようにすればいいのか、あるいはそこが難しいというのであればどのようにしていけばいいのか、より実施可能性のあるものに変えていく必要があるのではと思います。

宮下会長：それでは、そこをまた考えてもらうということでよいですか。

上野委員：お願いします。次に3ページ、重点目標(4)、施策の方向②、事業内容「担当者を中核とした男女平等教育の推進」について、取組実績に「担当者が校外の男女平等教育に関する研修に参加するよう校長会で各学校に指導した」とありますが、学校教育課としてどのような研修に参加することを想定しているのか、そこが具体化すると「これも男女平等教育の研修につながるものなのか」あるいは「こういうことも認められるのか」というようになるかと思しますので、そのあたりをお聞かせください。

学校教育課 野田副課長：「どのようなもの」ということですが、各団体で行っている研

修、女性差別的、セクハラ的、または人権教育やDVも含めての研修を想定しています。

川野委員：男女共同参画で取り上げている男性の育休について、取得し難い状況を大島委員はどうお考えですか。企業の採算という部分で考えて、育休を取るということが非常にやり難いという状態についてどう考えますか。

大島委員：育休が取り難い、というのは「子育ては女性がする」、「男は仕事、女は家庭」という性別での固定的役割分担意識が根強く残っているからだと思います。今は男女ともに仕事も家庭生活も担っていきましょうという男女共同参画社会ですが、過去の固定概念で見られている部分が強い分野はなかなかその部分が解消されていかないと思います。かつては男の人が働くことで日本の経済を支えてきましたが、今は人口も減少し生産年齢人口が激減している中で「今まではこうだった」という意識から「これからをどうしようか」というのがまさしくこの男女共同参画社会づくりの大事な分野なのです。かつては「男は仕事、女は家庭」という役割でしたが今はそういうところにこだわっていると、持続可能な活力ある社会はもうできていかない、というのが国からの発信であり、男女ともに仕事も家庭も担っていきましょう、という時代なのです。その始まりの一つが、子育てということで、今まで女性は仕事をするとすると、家事に子育て、介護などがあり十分な力が発揮できないことがありましたが、それをストップして男性も女性も、仕事も私生活も家庭生活も全て充実するようにみんなでシェアしよう、シェアしながら経済をしっかりと発展させていくためにそれぞれの力を発揮しましょうという時代です。国の法律があってやっていることです。本来基本法の中では、こういうことをする場合に市町村は「努力義務でいい」ということになっていますが、それに対して上越市は非常に積極的に新潟県の中でも非常に力を入れて早くに条例もできて、というかたちでやっぺいらっしやる。男の人が子育てに関わったからといって経済が疲弊するような社会では今はないと思います。

川野委員：時々話として聞くのですが、上越市では町内会長を女性がやりたがらない、地域協議会に参加する女性も少ない、市議会に女性議員がいない、そこに関して課長に聞きたいのですが、上越市においてそれは正常な状態なのか、協

議会に女性が出てほしいとか理想があるのかお聞きしたいです。

共生まちづくり課 渡邊課長： 820 の町内会のうち女性の会長が 3 名、地域協議会に関しても非常に少なく、議会では 0 名ということで、男女共同参画推進センター講座で県内の女性議員を招いた講座も今年開きました。女性の進出も非常に大事だと思いますので、こうした取組は継続していきたいと考えています。

大島委員：そこに関して女性たちが女性を市会議員へ送り込むために、市議選へ向けて出馬する人を支援する会ができたと聞いています。会長も決まったということで非常に期待しています。

宮下委員：実施計画についての話に戻らせていただきますが、何かありますか。

上野委員：資料の 8 ページ、重点目標(3)、施策の方向①、事業内容「市の各種委員会・審議会等における女性委員登用率の向上」とありますが、取組の状況というか全庁的な動きなどがあれば教えてください。

道場センター長：見込みで記載していますのでまだ実施はしていませんが、職員研修を男女共同参画のテーマをもって職員、保育士を対象に開催します。研修の中で女性登用率の向上やジェンダーの視点が大事ということをも男女共同参画推進センターから啓発しています。

上野委員：庁内で講座を行っているということでしょうか。

道場センター長：そうです。

上野委員：現状値の 29%より向上させるということで、1%ずつでもあげていこうという切実な思いだということはよくわかるのですが、男女共同参画社会を作っていく上で、男女両方の視点で施策・方針・決定の場面に入っていくのが非常に重要だと考えています。そこからいくと上越市の状況が平成 27 年に 31.6%、28 年 29.7%、29 年 28.7%と下がっている状況なので 50%という高い目標値を掲げていて計画改定の時でも、どんどん下がっているのは市の全体の問題として危機的な状況という捉え方でしょうか。毎回残念に思います。本当にいい方法はないのなか、クォータ制を取り入れてもうまくいかないことに何か方法はないのか、などどこかで検討していかないといけないと思います。県は 6 月 1 日に状況を発表し、各部局の達成状況も公表し、審議会別にも公表しています。そういったところで県民の目線

で見られるように、部局それぞれ各審議会の担当課でも対策も取っています。市ではそのようなものはないのでしょうか。

道場センター長：現在は各部局ごとの達成状況などは公表していません。それぞれの状況のデータは、センターで把握しているので検討していきたいと思います。

上野委員：一覧になっていることで進捗状況だけでなく「この審議会だったら自分も参加できるかもしれない」などの目線もあると思います。そういった啓発も呼びかけも大事なので検討をお願いします。

大島委員：審議会の中では「医師や弁護士でなければならない」というのもありますが、そうすると出てくるのは男性が多くなってしまうので、女性を探すなどして積極的に動いていくと数字を挙げていけるのではないのでしょうか。せめて0人は無いようにしていただかないといけません。

石川委員：クォータ制を取り入れていて、とても画期的だと思います。基本条例13条に「男女が同数になるように配慮しなければならない」とありますが、地域協議会はクォータ制の対象になっているのでしょうか。

道場センター長：地域協議会もクォータ制の対象になっています。

石川委員：対象になるということではおっしゃいましたが、全然その動きがないのでぜひ男女同数となるように配慮をお願いします。

大島委員：平成30年に政治分野における男女共同参画の法律ができました。先進国から見ると非常に遅いですが、県議会の女性議員が増えたことなど社会の流れがどんどんそのようになっており、法律はただの書き物ではないのでそれを実行してこそ社会づくりだと思います。地域社会づくりの活性化になるものだと思いますので、ぜひ市民への支援を行政にお願いしたいと思います。両方が一生懸命にやらないと一つの形にはならないと思います。また、別の話になりますが6ページ、重点目標(3)、施策の方向①、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの問題ですが、令和元年度の総括表(資料1)でリプロの問題と生涯を通じた健康保持の支援をきちっと分けてくださったのは非常に画期的なことだと思います。これは非常に素晴らしいことだと思います。ほかの市町村もこれを参考にしてほしいと思います。リプロの問題は意識啓発を頑張っているようですが、意識啓発について職員もリプロの問題をきちんと捉えていただいてセンターと共同でもいいので、リプロの

問題がしっかりと中に入り込んだ施策はどんなものがあるのか、というところまで入りこんで市民に向けて発信してほしいと思います。産む・産まないは個人が決めていいという大事な人権にかかわる部分です。それは意識啓発だけでなく施策として考えてほしいと思います。行政がなるべき形はどうなのか、というところに意識を持っていただきたいです。

宮下委員：たくさんご意見ありがとうございます。次に議事(2)その他に移ります。事務局からありますか。

道場センター長：ありません。

宮下会長：これで終了となります。司会を事務局にお返しします。

共生まちづくり課 渡邊課長：ありがとうございました。今年度の審議会はこれで終了となります。来年度は8月ごろ開催予定です。

9 問合せ先

自治・市民環境部共生まちづくり課 男女共同参画推進センター

TEL：025-527-3624

E-mail：d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。